

青森県報

第七百三十三号

令和六年
三月八日
(金曜日)

目次

告 示

○自衛官候補生(男子・女子)の募集期間、採用試験の期日等及び応募資格……………(市町村課) ……一

○家畜伝染病検査の実施……………(畜産課) ……二

○右 ……同 ……二

○右 ……同 ……二

○右 ……同 ……三

○右 ……同 ……三

○右 ……同 ……三

○右 ……同 ……四

○右 ……同 ……四

○右 ……同 ……四

○右 ……同 ……四

○右 ……同 ……五

○建設業者の許可の取消し……………(東青地域局) ……五

○右 ……同 ……五

○右 ……同 ……六

○右 ……同 ……六

○右 ……同 ……六

○右 ……同 ……六

公安委員会

告 示

示

青森県告示第百二十一号

陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官候補生(男子・女子)の募集期間、採用試験の期日等及び応募資格を次のとおり定めたので、自衛隊法施行令(昭和二十九年政令第百七十九号)第百十四条及び第百十七条第一項(第百十八条の規定によりこれらの規定の例によることとされる場合を含む。)の規定により告示する。

令和六年三月八日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 募集期間及び採用試験の期日等

募 集 期 間	令和六年三月一日から同年五月七日まで		
試 験 期 日	筆記試験 (WEB)	令和六年五月十日(日)から 同月十四日(火)まで	開始時刻
	口述試験 及び身体 検査	令和六年六月十日(月)から 同月十六日(日)まで	任意の場所
位 置	任意の場所	青森市大字浪館字 近野四五	陸上自衛隊青森駐 屯地
		八戸市大字市川町 字桔梗野官地	
名 称	自宅及び各地域事務所		

二 応募資格

採用予定月の一日現在、十八歳以上三十三歳未満の者(三十二歳にあつては、採

○青森県公安委員会に対する苦情の取扱いに関する規則……………(総務課) ……七
○地域交通安全活動推進委員の辞職……………(交通安全課) ……八

用予定月の末日現在において、三十三歳に達していない者)

青森県告示第百二十二号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおりヨーネ病検査を受けることを命ずる。

令和六年三月八日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 実施の目的

ヨーネ病発生予防のため

二 実施する区域

青森県一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

1 実施区域内で搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している十二か月齢以上の乳用雌牛及び繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している十二か月齢以上の肉用牛で、家畜保健衛生所長が指定するもの

2 実施区域内で種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛

3 実施区域内で飼育している牛で、家畜保健衛生所長が指定するもの

四 実施の期日

令和六年四月一日から令和七年三月三十一日までのうち、家畜保健衛生所長が指定する日

五 検査の方法

家畜保健衛生所長が指定する場所において、スクリーニング法による検査、リアルタイムPCR法による検査又はヨーニン検査

青森県告示第百二十三号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり伝達性海綿状脳症検査を受けることを命ずる。

令和六年三月八日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 実施の目的

伝達性海綿状脳症発生予防のため

二 実施する区域

青森県一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

牛海綿状脳症対策特別措置法（平成十四年法律第七十号）第六条第一項又は家畜伝染病予防法第十三条の二第一項の規定に基づく届出の対象となる牛

四 実施の期日

令和六年四月一日から令和七年三月三十一日までのうち、家畜保健衛生所長が指定する日

五 検査の方法

家畜保健衛生所長が指定する場所において、エライザ法による検査

青森県告示第百二十四号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり馬パラチフス検査を受けることを命ずる。

令和六年三月八日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 実施の目的

馬パラチフス発生予防のため

二 実施する区域

青森県一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

1 実施区域内で飼育している繁殖の用に供する馬で、家畜保健衛生所長が指定するもの

2 実施区域内で種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄馬

四 実施の期日

令和六年四月一日から令和七年三月三十一日までのうち、家畜保健衛生所長が指定する日

五 検査の方法

家畜保健衛生所長が指定する場所において、凝集反応検査（急速凝集反応）

青森県告示第百二十五号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおりオーエスキー病検査を受けることを命ずる。

令和六年三月八日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 実施の目的

オーエスキー病発生予防のため

二 実施する区域

青森県一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施区域内で飼育している豚で、家畜保健衛生所長が指定するもの

四 実施の期日

令和六年四月一日から令和七年三月三十一日までのうち、家畜保健衛生所長が指定する日

五 検査の方法

家畜保健衛生所長が指定する場所において、臨床検査及び血清学的検査

青森県告示第百二十六号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり蜜蜂の腐蛆病検査を受けることを命ずる。

令和六年三月八日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 実施の目的

蜜蜂の腐蛆病発生予防のため

二 実施する区域

青森県一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施区域内で飼育している蜜蜂で、家畜保健衛生所長が指定するもの

四 実施の期日

令和六年四月一日から令和七年三月三十一日までのうち、家畜保健衛生所長が指定する日

五 検査の方法

家畜保健衛生所長が指定する場所において、肉眼的検査及びその他必要な検査

青森県告示第百二十七号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおりブルセラ症及び結核検査を受けることを命ずる。

令和六年三月八日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 実施の目的

ブルセラ症及び結核発生予防のため

二 実施する区域

青森県一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

1 実施区域内で輸入後、一年以上経過した繁殖用又は搾乳用の雌牛で、家畜保健衛生所長が指定するもの

2 実施区域内で種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛で、家畜保健衛生所長が指定するもの

3 実施区域内で飼育している牛で、家畜保健衛生所長が指定するもの

四 実施の期日
令和六年四月一日から令和七年三月三十一日までのうち、家畜保健衛生所長が指

定する日

五 検査の方法

家畜保健衛生所長が指定する場所において、ブルセラ症についてはエライザ検査、結核についてはツベルクリン検査

青森県告示第百二十八号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおりアカバネ病検査を受けることを命ずる。

令和六年三月八日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 実施の目的

アカバネ病発生予察のため

二 実施する区域

青森県一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施区域内で飼育している牛で、家畜保健衛生所長が指定するもの

四 実施の期日

令和六年四月一日から令和七年三月三十一日までのうち、家畜保健衛生所長が指定する日

五 検査の方法

家畜保健衛生所長が指定する場所において、臨床検査及び血清学的検査

青森県告示第百二十九号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり豚熱検査を受けることを命ずる。

令和六年三月八日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 実施の目的

豚熱発生予察のため

二 実施する区域

青森県一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施区域内で飼育している豚及びいのししで、家畜保健衛生所長が指定するもの

四 実施の期日

令和六年四月一日から令和七年三月三十一日までのうち、家畜保健衛生所長が指定する日

五 検査の方法

家畜保健衛生所長が指定する場所において、エライザ法による検査

青森県告示第百三十号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ検査を受けることを命ずる。

令和六年三月八日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 実施の目的

高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ発生予察のため

二 実施する区域

青森県一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施区域内で飼育されている家きんで、家畜保健衛生所長が指定するもの

四 実施の期日

令和六年四月一日から令和七年三月三十一日までのうち、家畜保健衛生所長が指定する日

五 検査の方法

家畜保健衛生所長が指定する場所において、血清抗体検査及びその他必要な検査

青森県告示第百三十一号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条第一項の規定により、次のとおり豚熱の発生を予防するための注射を受けることを命ずる。

令和六年三月八日

青森県知事 宮 下 宗一郎

- 一 実施の目的
豚熱の発生予防
- 二 実施する区域
青森県一円
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
飼養している豚及びいのししであつて、当該区域を所管する家畜保健衛生所長が必要と認めるもの
- 四 実施の期日
令和六年四月一日から令和七年三月三十一日までのうち、家畜保健衛生所長が指定する日
- 五 注射の方法
皮下又は筋肉内注射

公 告

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和六年三月八日

青森県知事 宮 下 宗一郎

- 一 商号又は名称 株式会社アポロ建築社
- 二 代表者の氏名 古川英昇
- 三 主たる営業所の所在地 五所川原市大字広田字榊森一〇の二
- 四 許可番号 青森県知事許可（般一三）第一〇一〇一三三号
- 五 取消年月日 令和六年一月二十三日
- 六 取消しに係る建設業の許可
造園工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
令和五年十二月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和六年三月八日

青森県知事 宮 下 宗一郎

- 一 商号又は名称 青匠建設株式会社
- 二 代表者の氏名 奈良一男
- 三 主たる営業所の所在地 青森市奥野二丁目九の一
- 四 許可番号 青森県知事許可（般一三）第一〇〇八三六号
- 五 取消年月日 令和六年一月三十日
- 六 取消しに係る建設業の許可
土木工事業、とび・土工工事業、電気工事業及び舗装工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
令和五年十二月二十二日前記建設業者が前記の工事業を廃止したが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当す

る。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和六年三月八日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 商号又は名称 有限会社犹守工務店

二 代表者の氏名 犹守昇

三 主たる営業所の所在地 八戸市南郷大字頃巻沢字下頃巻沢三二

四 許可番号 青森県知事許可（般―四）第一三四六七号

五 取消年月日 令和六年一月二十二日

六 取消しに係る建設業の許可

土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、舗装工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和五年十二月三十一日前記建設業者が合併又は破産手続開始の決定以外の事由により解散したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和六年三月八日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 商号又は名称 株式会社コアラハウス

二 代表者の氏名 三浦憲明

三 主たる営業所の所在地 八戸市大字河原木字小田上二六の一四

四 許可番号 青森県知事許可（般―四）第一二〇二九号

五 取消年月日 令和六年一月三十日

六 取消しに係る建設業の許可

土木工事業及び建築工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和六年一月二十九日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和六年三月八日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 商号又は名称 会津建設株式会社

二 代表者の氏名 会津誠造

三 主たる営業所の所在地 つがる市稲垣町豊川宮藤二一の九

四 許可番号 青森県知事許可（特―三―）第一五六〇号

五 取消年月日 令和六年一月二十九日

六 取消しに係る建設業の許可

土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業、屋根工事業、管工事業、タイル・レンガ・ブロック工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業、内装仕上工事業、造園工事業、水道施設工事業及び解体工事業に係る特定建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和四年十二月十五日前記建設業者が破産手続開始の決定により解散したこと

が、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

公安委員会

青森県公安委員会に対する苦情の取扱いに関する規則をここに公布する。

令和六年三月八日

青森県公安委員会委員長 横 町 俊 明

青森県公安委員会規則第四号

青森県公安委員会に対する苦情の取扱いに関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、青森県警察の職員（以下「警察職員」という。）の職務執行について、青森県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に対して申し出られた苦情の取扱いに関し、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号。以下「法」という。）及び苦情の申出手続に関する規則（平成十三年国家公安委員会規則第十一号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 苦情 警察職員が職務執行において違法若しくは不当な行為をし、若しくはなすべきことをしなかつたことにより、何らかの不利益を受けたとして個別具体的にその是正を求める不服又は警察職員の不適切な職務の態様に対する不平・不満をいう。

二 文書による苦情 法第七十九条第一項の規定に基づき文書（公安委員会を宛名として提出された書面をいう。）により公安委員会に対して申し出られた苦情をいう。

三 その他の苦情 公安委員会に対して申し出られた苦情のうち文書による苦情以外のものをいう。

(受理)

第三条 公安委員会に対して申し出られた苦情は、青森県警察本部及び警察署において受理するものとする。

2 前項の規定により苦情の申出を受理した所属の長は、速やかに青森県警察本部長（以下「本部長」という。）及び公安委員会に報告するものとする。

(処理)

第四条 公安委員会は、前条第二項の規定により苦情の申出に関する報告を受けたときは、本部長に当該苦情に係る事実関係の調査及びその結果を踏まえた措置を行わせるとともに、その処理の結果の報告を求めるものとする。

2 公安委員会は、前項の規定により報告を受けた調査の結果が不十分であると認めるときは、本部長に再調査の指示をすることができる。

(結果通知)

第五条 公安委員会は、その他の苦情を受理したときは、当該苦情の申出を行った者（以下この条において「申出者」という。）に対し、文書その他適当と認める方法により処理の結果を通知するものとする。ただし、法第七十九条第三項ただし書に規定する場合のほか、申出者が明らかに通知を求めている場合又は申出者の氏名が明らかでない場合は、この限りでない。

(通知内容)

第六条 法第七十九条第三項の規定による通知及び前条の通知の内容は、次のとおりとする。

- 一 申し出られた苦情に係る事実関係の有無
- 二 事実関係が確認できた場合は、苦情の対象となる職務執行の問題点の有無
- 三 問題点のある職務執行については、講じた措置
- 四 その他必要と認められる事項

(委任)

第七条 この規則に定めるもののほか、公安委員会に対して申し出られた苦情の取扱いに関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

~~~~~

青森県公安委員会告示第三十号

道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第八十八条の二十九第一項の規定に基づき  
地域交通安全活動推進委員に委嘱した次に掲げる者から辞職の申出があったので、令  
和六年二月二十九日承認した。

令和六年三月八日

青森県公安委員会委員長 横 町 俊 明

|       |                                |                |
|-------|--------------------------------|----------------|
| 氏 名   | 連 絡 先                          | 活動区域           |
| 荒 内 護 | 青森警察署交通第一課<br>(電話) 〇一七―七二三―〇一〇 | 青森警察署の<br>管轄区域 |

(発行者・発行人)  
青森市長 島一丁目一番一  
青 森 県 号

(印刷所・販売人)  
青森市第二問屋町三丁目一番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十八円九十銭